

横浜管内排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（【昭和45年法律第136号】以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、横浜港及びその周辺海域（以下「横浜管内」という。）において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、連携し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「横浜管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な活動海域は、横浜管内とする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認める時は、地理的、施設の設置状況等を勘案して、2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 次に掲げる項目を含む排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
 - イ 連絡系統
 - ロ 排出油等の防除作業が実施可能な人員及び資機材等の数量
 - ハ 船艇及び油防除資機材による防除作業の実施内容
 - ニ 人員による防除作業の実施内容
 - ホ 出動船艇とその所属する機関、団体等の相互間の通信方法
 - ヘ 回収した排出油等の保管場所
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第5条 協議会の会員は、会員名簿に掲げる排出油等防除に係る行政機関、地方公共団体、関係団体、民間事業所等の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	7名

3 会長は、横浜海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、幹事の互選とし、会長を補佐するものとする。

5 幹事は、関係団体、民間事業所等の会員の推薦により選出し、総会で承認する。

(役員 の 任期)

第 6 条 役員 (会長 を 除く。) の 任期 は 1 年 と し、再 任 を 妨 げ ない。

(総 会)

第 7 条 総 会 は、定 例 総 会 及 び 臨 時 総 会 と し、会 員 の 過 半 数 の 出 席 が な け れ ば、議 決 を す る こ と が で き ない。

- 2 定 例 総 会 は 年 1 回、臨 時 総 会 は 会 長 が 必 要 と 認 め る 場 合 に 開 催 す る も の と し、総 会 の 招 集 は 会 長 が 行 う。
- 3 会 議 の 議 長 は、会 長 が 行 い、議 事 は、出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 す る。可 否 同 数 の と き は、会 長 の 決 す る と ころ に よ る。

(総 会 の 付 議 事 項)

第 8 条 総 会 に お け る 付 議 事 項 は、次 の と お り と す る。

- 1 業 務 報 告 及 び 業 務 計 画 の 審 議 決 定
- 2 幹 事 の 選 出、承 認
- 3 会 則 等 の 制 定 改 廃
- 4 そ の 他 協 議 会 の 運 営 に 必 要 な 事 項

(役 員 会)

第 9 条 役 員 会 は、第 5 条 第 2 項 に 定 め る 役 員 を も っ て 構 成 す る。

- 2 役 員 会 の 招 集 は、会 長 が 必 要 に 応 じ 行 う。
- 3 会 長 は、必 要 と 認 め る 役 員 以 外 の 会 員 を 役 員 会 に 出 席 さ せ る こ と が で き る。

(役 員 会 の 任 務)

第 10 条 役 員 会 の 任 務 は、次 の と お り と す る。

- 1 総 会 に 付 議 す べ き 事 項 の 検 討 ・ 立 案
- 2 総 会 に お い て 決 議 し た 事 項 の 執 行
- 3 総 会 の 決 議 を 要 し ない 事 項 の 執 行
- 4 防 除 活 動 マ ニ ュ ア ル に 関 す る 企 画 ・ 立 案
- 5 訓 練 の 企 画 ・ 立 案 及 び 実 施
- 6 そ の 他 協 議 会 の 目 的 達 成 の た め 必 要 な 事 項

(資 料 の 提 出 等)

第 11 条 会 員 は、新 た に 会 員 と な っ た と き は、排 出 油 等 防 除 の 際 に 必 要 な 次 の 資 料 を 会 長 に 提 出 す る も の と す る

ま た、そ の 内 容 に 変 更 が 生 じ た と き は 当 該 資 料 を、遅 滞 無 く 提 出 し な け れ ば な ら ない。

- 1 船 艇、防 除 資 機 材 等 の 保 有 状 況 及 び 防 除 作 業 実 施 可 能 数 量
- 2 情 報 連 絡 体 制 (連 絡 担 当 者、昼 夜 間 の 電 話 番 号、FAX 番 号 等)
- 3 そ の 他 必 要 な 事 項
- 2 会 長 は、前 項 の 資 料 を 取 り ま と め、会 員 に 配 布 す る も の と し、年 1 回 東 京 湾 排 出 油 等 防 除 協 議 会 (以 下 「 東 京 湾 協 議 会 」 と い う。) の 会 長 に 提 出 す る も の と す る。

(排出油等防除活動自主基準)

第12条 各幹事は、関係団体、民間事業所等の会員と協議し、あらかじめ第4条の1
八及び二に掲げた内容を定めておかなければならない。

2 各幹事は、前項に規定する内容を定めた場合若しくはその全部又は一部を変更
した場合は、速やかに会長に報告するものとする。

(訓練)

第13条 協議会は、各会員の実施する排出油等防除活動に資するため、年1回以上、
排出油等防除訓練を行うものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要
と認める場合は、横浜管内に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、
海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会員の行う防除活動)

第15条 横浜管内における排出油等の排出事故が発生した場合において、排出油等
の防除責任が第一義的には原因者に課せられていることを踏まえ、会員が防除活
動を行うときは以下に掲げる場合について防除活動の実施の可否を検討するもの
とする。

- 1 当該事故の原因者等が行う防除措置のみでは海洋汚染を防止することが困難
であると認められ、且つ、自衛等の措置を要する場合
 - 2 引火、爆発等の危険のある場合
 - 3 毒性ガス等が発生する危険のある場合
 - 4 夜間、荒天による事故発生危険のある場合
- 2 会員である行政機関及び地方公共団体は、それぞれの責務に基づき、相互に協
力して防除のための活動を実施するものとする。
- 3 会員が海防法第39条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる者であった場合には、
排出油等排出事故の原因者又は協力者として対応するものとする。
- 4 会員は、別に定めのある場合を除き、排出油等の防除作業に当たる場合は、第
12条第1項に定める排出油等の防除活動実施内容を基準にするものとする。

(総合調整本部の設置)

第16条 会長は、排出油等の排出事故が発生し、複数の会員による防除活動が行わ
れる場合であって、必要と認めるときは次条に定める業務を行うため、直ちに総合
調整本部を設置するものとする。

2 総合調整本部は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める者により構成し、
総合調整本部長は、会長が兼務する。

(総合調整本部の業務)

第17条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- 1 会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換

(経常的経費の負担)

第18条 総会、役員会、訓練等通常の活動に伴い必要となる経常的経費は、原則として各会員の自己負担とする。

(防除活動に要した経費の求償)

第19条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各会員毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第20条 防除活動に出動した各会員に所属する者が活動のために災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する会員が行うものとする。

(事務局)

第21条 協議会の事務局は、横浜海上保安部警備救難課において行う。

付 則

この会則は、平成9年11月25日から施行する。

付 則

この会則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年7月6日から施行する。